① 「生産者と消費者の思いを伝える農林水産業」のモデル事例の育成

天白体験農園の開設効果

「農業体験農園」は、農園主が栽培計画を立て、種苗・資材を準備し、入園者が講習を受け野菜の栽培・収穫を体験する農園です。農園主と入園者に双方に利点がある経営方式として、天白体験農園(名古屋市天白区)の開設・運営を支援し、その効果を検証しました。

まず、入園者は、初心者であっても農家 の栽培指導により、全 25 品目の野菜をす べて収穫でき、新鮮な野菜を十分味わうこ



農園主による講習

とができました。また、畑での入園者同士の交流が深まったり、収穫した野菜を近所 に配り、コミュニケーションが密になったなど、たいへん好評でした。

一方、農園主は、安定した収入を講習料と農産物販売代金(定額)として得られた ことや、入園者と直に接し、やりがいを感じられた点などを高く評価していました。

尾張地域において、都市近郊の立地条件を活かすことができる農業体験農園は、生産者と消費者がつながる有効な経営方式として普及拡大を進めていきます。

エコフィードを核に食品循環資源を再生利用!!

環境負荷の軽減に対する国民の関心が高まる中、資源循環型社会の構築に向けた取組が注目されています。大山市の養豚農家は地元食品会社と業務提携し、エコフィードを核に「食品循環資源の再生利用」の体制を構築することができました。

「エコフィード」とは、食品加工や調理の際に生じる規格外品や加工残さを原料に飼料化したものです。この養豚農家では「エコフィード」を利用して生産した肉の付加価値を高めるため、資源循環に理解のある提携先を求めていました。今回、従来からエコフィード原料を供給している企業のうちの2社と提携ができ、肉や加工品の利用が社員食堂やレストランなどで始まりました。



エコフィードによる資源循環の概念図

今後、農業改良普及課は、エコフィードで肥育した肉や加工品の付加価値を更に高めるため、養豚農家の「エコフィード認証」の取得を支援していきます。

② 基幹経営体*1の育成

人・農地プランを作成して農地を利用集積

日進市藤枝地区では、耕作放棄地の増加から農地を守ろうと、「人・農地プラン*²」を作成しました。

作成に当たり、まず、地区内の農地所有者 186 人全員に、農地の活用希望・後継者の有無等についてアンケートを実施。その結果を基に、担い手や農地所有者を招いた 集落座談会を 3 回開催し、農地1筆毎の所有者・耕作者・作付状況・排水等の条件・

営農意欲を地図に書き込んで、地区内農地の活用 方策を検討しました。不在地主で連絡が取れなか ったり、耕作が難しくなっても他人には貸したく ないという農地所有者もいて難航しましたが、5 人の担い手に農地 1.7ha を利用集積するプランを 作成しました。

このプランに基づき、平成25年4月1日付けで1.1haに利用権を設定。残りについても、農地所有者と交渉しながら集積を進めています。



農地情報地図を囲んで座談会

苗生産計画シートを活用した経営改善

名古屋市の花壇苗農家は8月~1月の出荷量のうち、需要期である10月~11月の出荷量の割合が40%と少なく、これが原因で利益率が低いのが課題でした。このため、農業改良普及課では、この農家が栽培施設を移転して規模拡大するのを機に、需要期の出荷量を増やすよう推進してきました。

そのために、労働力や施設利用率等を表計算ソフトで自動計算する苗生産計画シートを作成しました。このシートの活用により計画の修正が容易となるとともに、計画を進めるに当たっての問題点が明確となり省力化等の改善措置が取られました。

その結果、10月~11月の出荷量の割合が全体の80%に向上して収入が増加し、経営改善が図られました。



農家と生産計画について話し合い

なお、このシートは他の花壇苗農家の経営改善にも応用しています。

*1基幹経営体は、本県の農業を支える基幹的な担い手として位置付ける経営体で、推定年間農業所得が 1,400 万円以上の企業的経営体と 800 万円以上の家族経営体を指します。

*2 「人・農地プラン」は、「今後地域の中心となる経営体を誰にするか。」や「中心となる経営体にどうやって農地を集めるか。」などについて、地域における話し合いにより作成する計画です。

③ 新規農業就業者の確保

尾張農起業支援センター業務開始

農業改良普及課では平成24年度4月から新たに農起業支援センター(以下、センタ

一)を設置し、就農希望者に対して情報提供 や助言を行い、計画的に就農できるよう支援 しています。

24年度の相談件数の実績は、個人67件(延べ99回)、企業10件(延べ14回)となりました。

就農希望者は、実家が農家でない新規参入 希望者の割合が高く、相談内容は多岐にわた ります。相談では、農業の実態、経営指標な どの情報提供をしています。また、今年度か ら始まった青年就農給付金、農地の確保、資



就農相談

金制度に関しては、市町・農協と連携しながら就農に結びつくように調整しています。 24年度に29名が新規就農し、17名が就農計画の作成や農業者等での研修など就農 に向けた準備を行っています。今後も、これらの人が農業で定着できるように、技術・ 営農に関する支援を行っていきます。

意欲高し!「犬山の桃」栽培サポーター養成講座始まる

犬山市は、古くからのモモ産地ですが、高齢化により生産者が急激に減少していま

す。そこで、一般市民にモモ栽培技術を身につけてもらい、生産者のモモ栽培を支援することができる人材の育成を目的に「犬山の桃」栽培サポーター養成講座を平成24年3月に開設しました。

公募により集まった13名が受講し、モモ栽培で 重要な摘果、収穫、整枝剪定などの管理作業につ いて、座学と実習の形態で勉強しました。講師は 農業改良普及課の職員が務め、理解しやすいと好 評でした。



整枝剪定方法の説明を行う普及指導員

受講生も非常に意欲的で受講率は毎回8割を超え、8回の講座を無事終了しました。 受講生の一部は、更なる技術の研さんと生産者の栽培支援に向けて、平成25年度は 生産者のほ場で栽培管理作業に取り組むことになりました。

この取組が評価され、小牧・春日井のモモ産地でも平成25年度からサポーター養成講座が開始されることになりました。

4 耕作放棄地の再生

農地バンク制度を活用し耕作放棄地を再生

耕作放棄地対策については、地域の実情に応じて様々な取組みがなされております。 例えば、獣害が耕作放棄地発生原因となっている尾張東部丘陵地帯においては、侵入 防止柵の設置を進めています。また、市民農園の需要が多い都市近郊においては、市 が耕作放棄地を借り受けて再生し、市民農園の開設を進めています。

清須市では、農家の高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加に対処するために、 平成24年3月に、市と農業委員会、農協等で構成する清須市耕作放棄地対策協議会を 設立し、4月から農地バンク制度の運用を開始しました。

農地バンク制度とは、農地の「貸したい」「借りたい」という情報を1か所に集め登録することで、農地の貸し借りをスムーズに行い、担い手の確保を図る制度です。具体的には、農地の所有者から管理できなくなった農地を登録してもらう一方、農地を借りたい人についても農業経験のあることを要件に登録してもらい、相互に閲覧できるようにして両者を仲介するものです。

その結果、平成 24 年度は 2 名の意欲ある農業者を確保することができ、耕作放棄地 を再生することができました。

再生には、協議会が実施主体となって国の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用し、就農者の負担の軽減を図りました。

今後はこの制度の活用を推進し、耕作放棄地の再生に取り組んでいきます。

- 1 次 47 十戌15 成心パンノ 門及さ加川し初17以末心さ行工したス	[,] ク制度を活用し耕作放棄地を再生した実績
--	----------------------------------

耕作者(借りた人)	耕作者の概要	再生面積
20 歳代男性	農業関係の会社にいた経験を活かし、施設野菜	6 a
	の栽培を行う。	
40 歳代男性	東三河地区で通勤農業をしていたが地元で露地	20 a
	野菜の栽培(販路を確保した契約栽培)を行う。	



再生前



再生後

もうすぐ完成、福田川河口第2排水機場

福田川は尾張平野の西部を縦貫し、流域農地の基幹水路として古くからかんがい排水に利用され、河口部には各種事業により排水ポンプの増強が図られてきました。

しかし、昭和30年代後半から地盤沈下が進行

し、既存の排水ポンプでは能力不足となり、度重なるたん水被害が発生する状況となったため、地盤沈下対策事業(福田川地区)として、口径 2.6mの排水ポンプ 6 台(総排水量 90m³/s)を整備しています。

平成26年度の運転開始を目指し、福田川河口第2排水機場(名古屋市港区)の排水ポンプ2台の製作を終え、現在、排水機場へ導水するための堤防の付替え工事を実施中です。なお、福田川河口排水機場の4台の排水ポンプは平成13年度までに完成しています。



完成した建屋と工事中の堤防

排水ポンプの整備により、農地や周辺集落を洪水などの自然災害から守ります。

雨水を安全に流す

近年、都市化が急速に進んだことによる雨水 の流出量増大や、経年変化に伴う排水施設の機 能低下等により、農地及び宅地・道路等におい て、しばしば排水不良が起き、たん水被害が生 じています。このため、農業経営の安定化等を 図るとともに、近年多発する集中豪雨などの自 然災害から農地や周辺集落を守るため、用排水 路や排水機場などの農業用施設の整備を行って います。

平成 23 年度から平成 24 年度までの 2 年間 に、3 地区の排水路などの整備が完了したこと により、その流域(113ha)における排水不良 が改善されました。



整備前の排水路



新たに整備した排水路

⑥ GAP手法(農業生産工程管理手法)の導入促進

大規模水田作法人でGAP手法*を導入

農協出資法人(株)尾東農産(以下、尾東農産)は、利用権設定と農作業受託で日進市の水稲作付面積の概ね 6 割を担っています。同法人への農地集積は年々進んでおり、さらなる経営規模の拡大を見据えて経営改善を図ることを目的に、GAP 手法を導入しました。

〈取組経過〉

農業改良普及課では、尾東農産の役員に対して GAP 手法の導入を啓発してきました。役員との合意を受け、JAあいち尾東、JAあいち経済連と連携を図り、尾東農産の実情に応じたチェックシートの素案を作成し、1つ1つので検討を行いました。尾東農産版 GAP チェックシートが実施でき、24年稲作から点検記帳の完了後には関係機関を交えて評価会を開催し、点検結果をもとに問題点とその取り組みにつなげることができました。

〈GAP手法の導入効果〉

改めて普段の作業を見直す機会となり、経営改善に必要な項目を整理して 社内に周知でき、GAP 手法の導入メリットを役員に実感させることができました。また、社員や従業員が自ら新たな問題点を発見し、その改善策を検討するなど意識の変化がみられました。

農業改良普及課では GAP 手法の導入を、他の産地や法人に対しても促進しています。



GAP チェックシートの内容検討

	平成24年度 尾東農産版 GAPチェック	シート				
. 準備	記入者名	年	月日			
番号	管理点	チェック				
1	研修会参加やパンフレットなどにより情報を収集しましたか。					
2	栽培こよみを読みましたか。					
3	JA米を作付けする場合、JA米の3つの要件を知っていますか。(種子 更新、生産履歴記帳、農産物検査)		JA米			
4	稲わらすき込みによる土作りを行いましたか。					
5	農業・肥料施用直後の水田水が流出しないように7日間以上止水しましたか。					
2. 苗管	理					
番号	管理点	チェック				
1	品種が確認された苗を購入しましたか。		JA米			
2	苗の品種を確認し、品種ごとに管理し移植まで間違いありませんでしたか。		JA米			
3. 栽培	管理					
番号	管理点	チェック				
1	どの圃場でどの品種が栽培されているかを把握していますか。		JA米			
2	肥料・農薬は、栽培こよみや農薬ラベルに記載されている薬剤、使用 量、使用時期を守って使いましたか。		JA米			

(株) 尾東農産版 GAPチェックシートの一部

*GAP (農業生産工程管理) 手法とは、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことです。GAPの取組によって食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されます。

⑦ JAS法に基づく食品表示の適正化の推進

消費者の食品表示への信頼確保のために

食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、適正に使用したりする上で重要な情報源となっています。

このため、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」に基づく表示が正しく行われているかを、農政課職員等が310か所の食品小売店に出向き調査しました。調査店舗のうち、適正または概ね適正に表示されていた割合は、名称表示で93%、原産地表示で88%との結果でした。また、表示の欠落等については、その場で改善指導を行うとともに、小売店の責任者の方に食品表示の重要性を説明しました。

区分	調査店舗数	適正な表示	概ね適正な 表示	表示の欠落が目立つ または大部分が欠落等
名称表示	COO (154)	556 店舗(80%)	89 店舗(13%)	54 店舗(8%)
原産地表示	699 店舗	458 店舗(66%)	155 店舗(22%)	86 店舗(12%)

注1 調査店舗数は、複数の生鮮食品(野菜、果物、水産物、卵類、肉類、米穀)を調査する場合があるので、実調査店舗数(310 か所)より多くなっています(例:2 か所で3 食品ずつ調査した場合の調査店舗数は6 店舗)。

今後も継続して監視活動 を実施し、適切な食品表示 を確保していきます。

愛知県では、

「毎月第1木曜日を食品適正表示の日」

と定め、食品表示の適正化を推進しています。



農産物漬物

料、漬け草材料(格粒で結る)、食品溶加物に尿地し、それぞれ重量 6 必要に切じ、アレルギー、連転子組織えに関する遅れをする

尾張版食品表示事例集(産直版)を作成しました

尾張地域では、都市近郊としての地理的優位を活かして、農業者が新鮮で安全な農産物や手作り加工品を、農協の常設店舗や朝市などで直接消費者に販売する産地直売が盛んに行われ、消費者からも支持されています。

こうした産地直売所に出荷する農業者や施設の管理者が適正な食品表示を作成できるよう、尾張版食品表示事例集(産直版)を作成し、ホームページに掲載しました。

*《農政課ホームページアドレス》http://www.pref.aichi.jp/0000010369.html

内容は、直売所に出荷されている主な生鮮食品と加工品の食品表示例を掲載しました。

今後は、消費者の産地直 売所に対する信頼が得られ るよう、この事例集を研修 会等で活用していきます。

